

# 特定健診分費用助成を町外医療機関人間ドックを受けた場合でも受けることができるようになりました

## 町外医療機関人間ドックに併せた特定健診分費用請求の方法 役場への事前申請が必要です

① 人間ドックの予約を町外医療機関にします。

人間ドックをうけたいのですが



③ 役場へ事前申込(申請書提出)します。

④ 役場から決定通知が自宅に届きます。

② 特定健康診査の受診券が

5月中にご自宅に届きます。



⑤ 予約した日に病院で受診します。



必ず、領収書、健診結果報告書を保管して下さい

⑥ 役場で請求書を記入、領収書、健診結果報告書等を提出します。

例3万円(人間ドック費用)のうち、1万円(特定健診費用)を助成します。



⑦ 後日、指定の口座に1万円を振り込みます。

町外医療機関ドック受診期間  
令和3年4月1日～  
令和4年3月31日

助成額

1万円を町が負担

対象者

40歳以上～75歳未満の  
隠岐の島町国民健康保険  
に加入している方  
※先着50人限定です

### ※注意

1. 健診結果のうち特定健診にあたる項目のみ、役場でデータ管理します。健診結果により特定保健指導のご案内等が町から送付されます。
2. 人間ドックに併せて特定健診を受診した場合は、特定健診の個別健診・集団健診を受けることはできません。(どちらか年1回のみ受診できます)

【お問い合わせ先】

隠岐の島町役場

町民課 国保年金係

☎2-8560